



横芝光町告示第36号

収納代行事業者の指定について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定により、下記のことを収納代行事業者に指定したので、横芝光町財務規則（平成18年横芝光町規則第49号）第51条第2項の規定により告示します。

令和4年4月1日

横芝光町長 佐藤 晴彦



- 1 収納代行事業者の氏名又は名称及び住所  
株式会社さとふる  
東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13階  
株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- 2 収納代行事業者に納付させる歳入の内容  
ふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される横芝光町への寄附金
- 3 収納代行事業者に納付させる期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで